

重 要 事 項 説 明 書

(居宅介護支援事業所はるさか 利用のご案内)

1. 施設の概要

(1) 事業者・事業所の名称等

①事業者

- | | | | |
|--------|--------------------------|--------|--------------|
| ・法人名 | 医療法人 松福会 | | |
| ・法人所在地 | 福井県坂井市春江町中筋第 100 号 75 番地 | | |
| ・電話番号 | 0776-58-0182 | ・FAX番号 | 0776-58-0199 |
| ・理事長名 | 佐藤 嘉紀 | | |
| ・設立年月日 | 西暦 2009 年 4 月 16 日 | | |

②事業所

- | | | | |
|-----------|--------------------------|--------|--------------|
| ・事業所名 | 居宅介護支援事業所 はるさか | | |
| ・介護保険指定番号 | (1871700827 号) | | |
| ・事業所所在地 | 福井県坂井市春江町中筋第 100 号 75 番地 | | |
| ・電話番号 | 0776-58-2181 | ・FAX番号 | 0776-58-0199 |
| ・管理者名 | 増田 由歌 | | |
| ・開設年月日 | 西暦 2009 年 8 月 1 日 | | |

(2) 事業の目的と運営方針

【目的】 介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ、自立した生活を営めるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

【方針】 1.利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。

2.利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健・医療サービスおよび福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合かつ効果的に提供するよう配慮し努めます。

3.利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業所に不当に偏らないよう、公平、中立に行います。

(3) 施設の従業者の体制

管理者	1 名 (兼務)	介護支援専門員	1 名以上 (兼務)
事務員	1 名 (兼務)		

(4) 営業日および利用定員

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| ・営業日 | 月曜日から金曜日 (ただし 12 月 31 日～1 月 3 日は除く) |
| ・営業時間 | 午前 8 時半から午後 5 時半まで |
| ・利用定員 | 利用者 44 名またはその端数を増すごとに 1 名を標準とする |

2. 居宅介護支援の内容

(1) 居宅サービス計画の作成

利用者の居宅を訪問して、利用者的心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅サービスおよびその必要な保健医療サービス、福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。

(2) 居宅サービス計画の作成の流れ

- ①事業所は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供して、利用者等にサービスの選択を求める。
- ③利用者またはその家族が希望するサービスを、市町村の「事業所一覧表」や「介護サービス情報公表システム」などを最大限活用し、希望に当てはまる事業所（サービス）を複数提示します。また、パンフレット等を用いる場合でも必ず複数の事業者のものを提示します。
- ④居宅サービス計画の作成の開始にあたって、利用者またはその家族から複数のサービス事業所の紹介を求めていただくことや、サービス計画原案に位置付けたサービス事業者の選定理由を求めることができるものとします。
- ⑤前6か月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用割合および、サービスごとの同一事業者により提供されたものが占める割合は別紙1のとおりです。
- ⑥介護支援専門員は、利用者およびその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑦介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

(3) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ①利用者およびその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(4) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または指定居宅サービス事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(5) 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、または、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

3. 利用料金

(1) 居宅支援サービス費

要介護 1、2	要介護 3～5
10,860円	14,110円

(2) 加算

初期加算	300単位／月	特定事業所集中減算	△200単位／月
入院時情報連携加算Ⅰ	250単位／月	入院時情報連携加算Ⅱ	200単位／月
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位／回	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位／回
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位／回	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位／回
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位／回	通院時情報連携加算	50単位／月
ターミナルケアマネジメント加算	400単位／月		

居宅介護支援に関するサービスの利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からサービス料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険サービスから利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額を一旦負担いただきます。

(3) 支払方法

- 支払方法 はるさか内総合受付にて現金払い
- ご利用代金の締め日 毎月末日
- 請求書発行 翌月15日までに請求書を郵送します。

4. 実施地域

坂井市春江町、坂井市丸岡町、坂井市坂井町（東十郷地区、兵庫地区）、福井市森田地区

5. 居宅介護支援の利用に関する留意事項

(1) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。その場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにし、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

(2) サービス提供困難時の対応について

事業所の利用申込に関して、次に定める理由がある場合を除き、居宅介護支援の提供を拒まないこととします。

- ①事業所の現員からは、利用申込に応じきれない場合
 - ②利用申込者の居住地が、通常の実施地域外である場合
 - ③その他、利用申込者に対し、自ら適切な居宅介護支援等を提供することが困難な場合
- 前項の定める事由により、適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の居宅介護支援事業者の紹介をさせていただきます。

6. 虐待の防止

利用者的人権の擁護・虐待防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針の整備
- ③虐待防止を普及・啓発するための従業者に対する研修の実施
- ④虐待防止に関する担当者の設置
- ⑤成年後見制度の利用支援

従業者は、事業所従業者または養護者による、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

7. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者およびその家族に関する秘密の保持について

- ①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②事業者および従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族の秘密を正当な事由なく、第三者に漏らしません。
- ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約を内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ①事業者は、利用者からの予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ②事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、または処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとします。
- ③事業者が管理する情報については、契約の完結日から5年間保管するとともに、利用者の

求めに応じその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

8. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 苦情の受付

- ①苦情受付担当者 管理者 増田由歌 T E L 0776-58-2181
②受付時間 毎週月～金曜日 8:30～17:30

(2) 円滑にかつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ①苦情受付担当者が発生した苦情申出人と連絡をとり状況把握に努めます。
②サービス提供の改善を要する場合、具体的な対応方法を担当者間で協議し、対応方法を利用者に連絡します。
③苦情に対するサービス提供が困難な場合、利用者に説明するとともに場合により他の居宅サービス事業者を紹介します。
④記録を残し、再発防止に努めます。

9. 行政機関その他苦情受付機関

坂井市高齢福祉課	電話番号 0776-50-3040
坂井地区広域連合 介護保険課	電話番号 0776-91-3309
坂井市春江地域包括支援センター	電話番号 0776-43-0227
福井市役所介護保険課	電話番号 0776-20-5715
福井県国民健康保険団体連合会	電話番号 0776-57-1614

10. 事故発生時等に関する対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町・利用者家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

事業所の利用者に対する提供により賠償すべき事故が発生した場合には、加入している損害賠償保険により損害賠償を速やかに行います。

11. 事業継続計画の策定等について

- (1) 感染症または非常災害の発生時において利用者に対し居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 従業者等に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するものとします。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

12. ハラスメントについて

- (1) 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ、相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 利用者、契約者、またはそのご家族等が、当事業所やサービス従業者、あるいは他の利用者、その他の関係者に対して故意にハラスメントや暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合はサービスのご利用を一時中止および利用停止させていただく場合があります。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

事業者 所在地：〒919-0449 福井県坂井市春江町中筋第100号75番地
事業所名：医療法人松福会 居宅介護支援事業所はるさか
代表者名：理事長 佐藤 嘉紀

説明者氏名：

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅支援についての重要事項の説明を受けました。

西暦 年 月 日

利用者 氏名 _____

契約者 氏名 _____
(続柄：)

個人情報の使用に係る同意書

私、および私の家族の個人情報は医療法人松福会に必要最低限の範囲内で使用、提供することを下記に記載する内容で同意します。

記

1. 使用する目的

- ・利用者にかかる介護計画（ケアプラン）を、円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議等に必要となる場合
- ・介護支援専門員と居宅サービス事業者との連絡調整に必要となる場合
- ・利用者に介護サービスを提供している他の介護サービス事業者と連携する場合
- ・利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合
- ・介護保険事務に関する情報提供の場合
- ・その他サービス提供で必要な場合
- ・事業所におけるボランティア受け入れ・学生への実習の場合
- ・上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合

2. 利用期間

サービス提供契約期間に準じます

3. 使用条件

- ・個人情報の提供は、必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外には利用しません。また、契約期間外においても第三者に漏らしません。
- ・個人情報を使用した会議の内容や相手方等について経過を記録し、請求があれば開示します。

以上

西暦 年 月 日

利 用 者 氏 名 _____

契 約 者 氏 名 _____
(続柄：)